

# 答 申 書

(答申第29号)

平成30年9月28日

福井県個人情報保護審査会

## 第1 審査会の結論

第2の1に記載した個人情報の開示請求に対して、第2の2のとおり福井県警察本部長（以下「実施機関」という。）が非開示決定をしたことは、妥当である。

## 第2 審査請求に至る経過

### 1 開示請求の内容

審査請求人は、福井県個人情報保護条例（平成14年福井県条例第6号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定により、実施機関に対し、次のとおり4件の個人情報開示請求を行った。

#### (1) 平成28年12月19日付け開示請求（以下「請求1」という。）

あわら警察署が平成24年10月15日の告発（以下「本件告発」という。）に対し不受理した件について、不受理理由が分かる法務局からの調査回答が分かる書類、また、あわら署が不受理回答する際、相談したとされる裁判所、地検の相手の氏名が分かる書類

#### (2) 平成28年12月26日付け開示請求（以下「請求2」という。）

平成25年11月15日4:30PM 私が警察本部1Fロビーにおいて、〇〇警部と面談した際、〇〇警部から「〇〇法務大臣が、地図訂正は合法だと認めた書面が警察本部にある。」と言われたが、当該書面

#### (3) 平成29年1月11日付け開示請求（以下「請求3」という。）

平成25年5月21日、私があわら警察署において〇〇警部補から「不受理としたあわら署の対応は〇〇総理大臣、〇〇法務大臣が判断したことになる」と言われたが、〇〇総理大臣、〇〇法務大臣がそのように判断したことがわかる書類

#### (4) 平成29年1月12日付け開示請求（以下「請求4」という。）

私があわら警察署に提出した被害届に関し、あわら警察署が調査した書類をあわら警察署員から見せてもらったところ、一番責任が重いのはあわら市建設部長（〇〇）だと思われる。そこで警察が当該〇〇氏を追及しない理由が分かる書類

### 2 実施機関の決定

実施機関は、請求1から請求4に対して、次のとおり個人情報非開示決定を行った。

#### (1) 請求1について

平成29年1月24日付け刑捜二第14号による非開示決定（以下「本件処分1」という。）を行った。

#### ア 開示請求に係る個人情報の内容（以下「本件対象公文書1」という。）

- ①あわら警察署が本件告発に対し不受理した件について、不受理理由が分かる法務局からの調査回答が分かる書類

- ②本件告発に不受理回答する際、相談したとされる裁判所の相手の氏名が分かる書類
  - ③本件告発に不受理回答する際、相談したとされる地検の相手の氏名が分かる書類
- イ 開示しない理由
- (ア) 上記①③について  
開示請求された公文書については、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定する訴訟に関する書類に該当し、条例第42条第3項の規定により適用除外であるため
  - (イ) 上記②について  
文書不存在（請求内容に係る文書は作成されておらず、存在していないため）
- (2) 請求2について
- 平成29年1月24日付け刑捜二第15号による非開示決定（以下「本件処分2」という。）を行った。
- ア 開示請求に係る個人情報の内容（以下「本件対象公文書2」という。）  
平成25年11月15日4:30PM 私が警察本部1Fロビーにおいて、〇〇警部と面談した際、〇〇警部から「〇〇法務大臣が、地図訂正は合法だと認めた書面が警察本部にある。」と言われたが、当該書面
- イ 開示しない理由  
文書不存在（請求内容に係る文書が存在しないため）
- (3) 請求3について
- 平成29年1月24日付け刑捜二第16号による非開示決定（以下「本件処分3」という。）を行った。
- ア 開示請求に係る個人情報の内容（以下「本件対象公文書3」という。）  
平成25年5月21日、私があわら警察署において〇〇警部補から「不受理としたあわら署の対応は〇〇総理大臣、〇〇法務大臣が判断したことになる」と言われたが、〇〇総理大臣、〇〇法務大臣がそのように判断したことがわかる書類
- イ 開示しない理由  
文書不存在（請求内容に係る文書が存在しないため）
- (4) 請求4について
- 平成29年1月24日付け刑捜二第17号による非開示決定（以下「本件処分4」という。）を行った。
- ア 開示請求に係る個人情報の内容（以下「本件対象公文書4」という。）  
私があわら警察署に提出した被害届に関し、あわら警察署が調査した書類をあわら警察署員から見せてもらったところ、一番責任が重いのはあわら市建設部長（〇〇）だと思われる。そこで警察が当該〇〇氏を追及しない理由が分かる書類
- イ 開示しない理由  
文書不存在（請求内容に係る文書が存在しないため）

### 3 審査請求

審査請求人は、平成29年4月10日、本件処分1から本件処分4までの取消しを求めて福井県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

諮問庁は、平成30年3月23日付け公委第340号で、条例第39条第1項の規定により、福井県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について、諮問を行った。

## 第3 審査請求の内容

### 1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分1から本件処分4までを取り消し、全部公開することを求めるものである。

### 2 審査請求の理由および主張

審査請求人は、審査請求書において、過去の用地買収に関して虚偽の登記がなされたとして、その経緯や行政の責任等を主張している。

## 第4 実施機関の説明

実施機関が、弁明書で述べている本件処分の理由は、要約すると次のとおりである。

### 1 本件処分1について

#### (1) 文書不存在について

調査の結果、「本件告発に不受理回答する際、相談したとされる裁判所の相手の氏名が分かる書類」（本件対象公文書1②）については、不受理の判断に関して裁判所に相談した事実はなく、開示請求に係る公文書は不存在と認められた。

#### (2) 条例の適用除外について

条例第42条第3項において、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）その他の法律の規定により、行政機関個人情報保護法第4章の規定（個人情報の開示や審査請求等）が適用されない個人情報については、条例における個人情報の開示や審査請求等に係る規定を適用しないとされている。

この点、刑事訴訟法第53条の2第2項において行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しないとされている「訴訟に関する書類」は、「被疑事件又は被告事件に関して作成し、又は取得された書類をいい、訴訟記録、不起訴記録、公判不提出記録を含む。」とされている（国家公安委員会・警察庁における行政機関個人情報保護法に基づく処分に係る審査基準）。

「あわら警察署が本件告発に対し不受理した件について、不受理理由が分かる法務局からの調査回答が分かる書類」（本件対象公文書1①）および「本件告発に不受理

回答する際、相談したとされる地検の相手の氏名が分かる書類」（本件対象公文書1③）に記録されている個人情報については、刑事訴訟法第53条の2第2項に規定される「訴訟に関する書類に記録されている個人情報」に該当すると解するのが相当であることから、条例第42条第3項に基づき、非開示が妥当である。

## 2 本件処分2から本件処分4までについて

調査の結果、開示請求に係る公文書は不存在であると認められ、本件審査請求における非開示決定処分には不当な点はない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、審査請求人および実施機関の双方の主張を審査した結果、次のように判断する。

### 1 本件処分1から本件処分4までについて

本件処分1から本件処分4までは、本件対象公文書1のうち「本件告発に不受理回答する際、相談したとされる裁判所の相手の氏名が分かる書類」および本件対象公文書2から本件対象公文書4までについて不存在として、本件対象公文書1のうち「あわら警察署が本件告発に対し不受理した件について、不受理理由が分かる法務局からの調査回答が分かる書類」および「本件告発に不受理回答する際、相談したとされる地検の相手の氏名が分かる書類」について条例第42条第3項の適用除外に該当するとして、それぞれ非開示決定を行ったものである。

これに対して、審査請求人は、本件処分1から本件処分4までを取り消し、全部公開することを求めていることから、以下、非開示情報の該当性について検討する。

### 2 公文書の不存在について

当審査会は、実施機関の説明を踏まえて、条例第49条（調査権限）の規定に基づき、様々な角度から調査を実施したところ、審査請求人が開示を求める本件対象公文書について、存在をうかがわせる事実は認められなかった。

したがって、本件対象公文書1②および本件対象公文書2から本件対象公文書4までが存在しないとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

### 3 条例第42条第3項（適用除外）について

条例第42条第3項では、行政機関個人情報保護法その他の法律の規定により、同法第4章の規定が適用されない個人情報については、条例における個人情報の開示請求や審査請求等に係る規定を適用しないと定めている。

刑事訴訟法第53条の2第2項は、「訴訟に関する書類」に記録されている個人情報については、行政機関個人情報保護法第4章の規定を適用しない旨を規定しているところ、「訴訟に関する書類」には、訴訟記録に限らず、不起訴記録、公判不提出記録はもとより、不受理とされた告訴に係る書類やその写し、刑事事件の捜査の過程で作成・取得された文書も含まれると解される。

「あわら警察署が本件告発に対し不受理した件について、不受理理由が分かる法務局

からの調査回答が分かる書類」および「本件告発に不受理回答する際、相談したとされる地検の相手の氏名が分かる書類」は、いずれも不受理とされた告訴に係る書類であり、「訴訟に関する書類」に該当する。

したがって、本件対象公文書1①および本件対象公文書1③に記録された個人情報が条例第42条第3項の適用除外に該当するとした実施機関の説明は、妥当である。

#### 4 まとめ

以上のことから、非開示とした実施機関の決定は妥当であると判断し、冒頭の結論に至った。

なお、実施機関は、適用除外としている本件対象公文書1①および本件対象公文書1③について、弁明書においてその存否を明らかにしているが、条例の適用除外であるということは、そもそも条例によって認められる開示請求自体ができないということであるから、対象となる個人情報の存否を明らかにすること自体が不適切と言える。今後、適用除外となる個人情報の取扱いは、より慎重に行うべきであることを付言する。

## 第6 審査の経過

当審査会は、本件審査請求に係る諮問について、下記のとおり審査した。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成30年 3月26日	・ 諮問書の受理
平成30年 6月18日	・ 審議（第1回）
平成30年 7月30日	・ 審議（第2回）
平成30年 8月29日	・ 審議（第3回）
平成30年 9月26日	・ 審議（第4回）
平成30年 9月28日	・ 答申

## 福井県個人情報保護審査会委員名簿

(五十音順)

氏 名	備 考
稲 田 真 紀	
川 村 一 司	会長職務代理者
北 島 三 男	
清 水 和 邦	会 長
前 田 清 作	